

## 消防法施行規則の一部を改正する省令等について

平成 22 年 8 月  
消 防 庁 予 防 課

### 1 ハロン代替消火剤の追加に係る改正について（「消防法施行規則」の一部改正）

#### 【改正概要】

ハロン代替消火剤として開発された「FK-5-1-12」（ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン）について、ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤として新たに追加する。

#### 【改正理由】

「FK-5-1-12」は現在使用されているハロン代替消火剤より環境負荷が小さく、ISO等でも規格が定められている。また、国内においても、「FK-5-1-12」を消火剤として用いたハロゲン化物消火設備を特殊消防用設備等として総務大臣が認定した件数が増加している。

これらの状況を踏まえ、有識者から成る「新技術を用いた消防用設備等の性能規定化に関する作業部会」において、ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤として「FK-5-1-12」を新たに追加し、基準化を図ることが適当との結論を得たため、「消防法施行規則」（昭和36年自治省令第6号）の所要の改正を行うものである。

#### 【施行日】

公布の日

### 2 住宅用防災機器の設置免除に係る改正について（「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正）

#### 【改正概要】

住宅用防災機器を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加する。

#### 【改正理由】

複合型居住施設用自動火災報知設備の実用化及び商品化に向けた技術開発が進んだことを踏まえ、住宅用防災機器を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加するため、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成16年総務省令第138号）の所要の改正を行うものである。

#### 【施行日】

平成22年12月1日

3 電気エネルギーにより光を発する誘導標識の追加等に係る改正について  
(「誘導灯及び誘導標識の基準」の一部改正)

【改正概要】

電気エネルギーにより光を発する誘導標識が有しなければならない構造及び性能等の基準について新たに規定する。

【改正理由】

電気エネルギーにより光を発する誘導標識が開発されたことを踏まえ、消防法上の避難設備である誘導標識として有しなければならない構造及び性能等について新たに定めるため、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)の所要の改正を行うものである。

【施行日】

公布の日



NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co.,Ltd.